

自治体勤務弁護士等の座談会

平成27年2月26日(木)

岩澤 明宏

●Akihiro Iwasawa

国立市役所 行政管理部情報管理課長

野村 裕 (54期)

●Yu Nomura

石巻市役所 総務部 総務課(法制企画官)

大田 裕章 (64期)

●Hiroaki Ota

全国町村会 総務部 (法務支援室長)

嶋 靖記

●Yasunori Shima

足立区役所 総務部 法務課長

柳井 幸 (62期)

●Sachi Yanai

国分寺市役所 政策部政策法務課 (政策法務担当係長)

清水 敏 (63期)

●Satoshi Shimizu

コーディネーター 弁護士業務センター副委員長

毎年恒例の弁護士業務センター主催の自治体勤務弁護士等の座談会が、本年2月に開催されました。パネリストとして初めて採用側の自治体職員の方々を招き、自治体が求めている法的サービスの内容と弁護士像について率直な意見をいただきました。自治体に任期付公務員として勤務されている3名の二弁会員からは、自治体内での職務内容、やりがい、待遇など参考となる貴重なお話を伺っています。
※野村弁護士は、座談会当時、仙台弁護士会所属です。

弁護士を活用する自治体と活躍する二弁の弁護士

清水 弁護士業務センターでは、自治体職員および自治体に勤務している弁護士・法曹有資格者を積極的に支援しています。自治体においていかなる弁護士の需要があり、どのように活用されているのか、自治体における弁護士活動状況などの理解を深めていきましょう。

野村 弁護士の野村裕です。私は宮城県石巻市役所の総務部総務課に、法制企画官という新しい職名をつくっていただいて、就任しております。修習期は54期で、都内の法律事務所勤務12年目に石巻市に赴任して、その後2年が経とうとしています。任期2年ですが、1年延長し合計3年間としようと考えております。

柳井 弁護士の柳井です。国分寺市の政策部政策法務課の担当係長に就任しています。修習期は62期で、登録5年目の途中の去年の4月に赴任し、任期は5年間で、残り4年以上あります。

大田 弁護士の大田裕章です。全国町村会(以下「町村会」という場合があります。)の法務支援室の室長に就任しています。修習期は64期で、都内の法律事務所約3年間勤務した後、去年の11月より町村会に出向しています。

全国町村会は、全国知事会や全国市長会と並列する「地方六団体」の1つで、地方自治法に基づく権利能力なき社団です。地方自治の振興を推進するために、毎年、全国町村長大会等の会議を開催したり、国会や政府に対して上申するなどの業務を行っています。

岩澤 国立市役所の行政管理部情報管理課長をしております岩澤明宏です。当部は、例規の審査や、議会に諮る条例などの議案の送付、文書事務の管理、情報公開、個人情報保護の制度、行政不服審査法の不服申立等の受け付け、訴訟関係、統計といった幅広い管理をしています。

嶋 足立区役所の総務部法務課長の嶋靖記です。当課は、条例規則改正等の法制執務の関係、庁内の法律相談、訴訟や不服申立といった訟務関係を担当しており、現在7名です。弁護士の採用について以前検討したこと

がありますが、採用には至っておりません。

自治体における弁護士ニーズ

清水 近年、自治体の弁護士採用は増加の傾向にあります。日弁連の調査によると、平成27年1月5日現在で、85名の法曹有資格者が採用され、そのうち、任期付公務員として採用されている弁護士は69名です。

自治体が弁護士を採用する動機、弁護士を採用する背景などをお話いただけますか。

岩澤 国立市は市税等を担当する収納課に力を入れており、東京都でも収納率が1位で、全国的に見ても高い収納率を誇っています。さらに市債権（私債権と公債権とを含む、以下同じ。）の管理財務に関しても注力するため、市債権に関する論点、法的な詰めをするために弁護士を採用しました。

嶋 足立区で弁護士採用を検討したのは6～7年前ですが、その時には、協定や契約の關係のトラブルが多発していたため、法的な専門家の必要性を感じていましたが、費用対効果や予算面などから見送りとなりました。

清水 全国町村会では、弁護士を採用するのは初めてということですが、どのような弁護士の需要があったのでしょうか。

大田 地方公共団体では、今年10月からスタートするマイナンバー制度に対応するため、条例の整備、主に特定個人情報保護条例の整備が必要になる一方で、町村においては、独自に条例制定を行うことが難しいという問題がありました。そこで、全国町村会では、地方六団体で初めて法務支援室をつくり、そこに弁護士を任期付で採用しようという話でスタートしました。また、新たな支援業務として、来年予定される行政不服審査法の改正も地方自治体には大きな問題になるため、この支援を視野にいれています。

顧問弁護士と任期付公務員弁護士との役割分担

清水 顧問弁護士と任期付公務員弁護士の役

割はどのように分担されているのでしょうか。

岩澤 国立市では明確な区分を行っていませんが、任期付公務員弁護士の業務には、市役所職員向けの庁内法律相談があります。従来は、顧問弁護士に、法律相談用の書面に相談内容を書いて提出するといった手続の上、法律相談を実施していました。任期付公務員弁護士は、（顧問弁護士に相談するほどでもない）軽微な法律相談にも、どんどん対応してもらっています。その際、特段の手続は設けていません。職員と弁護士は、役所内の同僚のような関係になっています。

清水 国分寺市では、どのくらい庁内の法律相談件数があるのでしょうか。

柳井 一応面談をして回答案を作成する相談ですと、平成26年4月から平成27年2月の半ばぐらいまでで105件でした。

清水 国分寺市では、顧問弁護士とはどのように役割分担をしていますか。

柳井 新規の訴訟については、私が入った後はまだないのですが、内部の職員でできるものは私が指定代理人として担当することもあるという話をしています。

清水 弁護士の任期付公務員を採用すると、自治体の内部で訴訟対応もできるというメリットが生まれますね。

柳井 法律相談に関しては、庁内での法律相談については、まずいろいろな担当課から、「ちょっと聞きたい。」という形で相談が来て、そこで、内部で答えられるものは答えるだけで終わることはありますが、内容が複雑であったり、紛争化の危険があるものについては顧問弁護士に相談をお願いすることもあります。

嶋 足立区では、顧問弁護士に毎週1回午後に来てもらい、相談を受けてもらっています。それをやると、本音を言いますと私は楽。私へ来る相談が弁護士のところへ行くと、それなりの道筋を付けていただけるので。職員も、法律の専門家の回答があれば、それなりの権威が出ますから。

清水 どのような条件がそろえば、弁護士採用を再び検討するということになりますか。

嶋 もっとトラブルが増えてきて、庁内

からの弁護士採用の要望がもっと強くなれば、検討する余地はあると思っております。

清水 国立市では、弁護士を採用して、弁護士に対するイメージなどが変わった点がありますか。

岩澤 以前も、市の情報公開および個人情報保護の審議会や審査会に委員として弁護士の方が入っていたのですが、話をする時間もなく、お堅いイメージでした。顧問弁護士も、ちょっと敷居が高いなという感じのイメージでした。公務員もお堅いイメージと言われていますが。

清水 お互いに堅いイメージですね。

岩澤 でも任期付公務員の弁護士とは、今はもう同僚として、気さくに話もできますし、よく市の状況を理解していただいて、的確なアドバイスもいただいていますので、イメージがだいぶ変わりました。「同じ釜の飯を食う」じゃないですが、同じ職場で仕事をしていると連帯感というか、仲間意識が芽生えて、とてもいいイメージにはなっております。

任期付公務員を志したきっかけ

野村 私の場合は、公務員になるというより、被災地の支援という意味合いが強いです。震災後2年少々の時期に赴任しましたが、それまで都内の事務所で忙しく過ごしていて、被災地支援をしなければと思いつつも実際には何もしていませんでした。両立ができないなら現地に行くしかない、特別な時期に特別な課題のある場所で仕事をしたいということで、決めました。

柳井 私は弁護士登録5年目くらいの時、そろそろ弁護士として何か専門性を獲得する必要があるのではと思っていた時に、任期付公務員を知って。元いた事務所の弁護士が市役所関連の委員や社会福祉協議会関連の仕事をしていたこともあって、行政の仕事も面白そうだと勧められて応募しました。

大田 在籍している事務所では、弁護士としての視野を広げるために、一度は事務所の外に出て経験を積むようにという方針があり、出向の大きなきっかけになりました。自分の

中でも、一度は組織の中で仕事をしてみたいという気持ちが強かったので、自治体等の弁護士募集に関する情報も随時入手していました。

そして、昨年、第二東京弁護士会の「自治体法務研究会」に入会し、番号法に関する研究に携わっていた折に、全国町村会のお話を受け、出向を希望するに至りました。

自治体が求める弁護士とは

清水 採用する自治体側としては、欲しい弁護士とはどのような人物でしょうか。

岩澤 これは任期付職員だけではないと思うんですが、経歴、組織人としてのコミュニケーション能力、協調性、そういったものを総合的に判断して決めていきます。

清水 経歴というのは、具体的にどのような点を重視されますか。

岩澤 弁護士としての実務経験が3年以上あることというよう。

清水 普通の弁護士だと行政訴訟とか、自治体法務に携わるということは少なく、そういった意味では経験としては不足しているとも言えますが、その点はどう考えていますか。

岩澤 弁護士は法律の勉強のスキル、ノウハウをご存じなので、心配はしていません。

嶋 任期付ではあっても同僚になるわけですから、やっぱり人柄ですかね。特に仕事の性格柄、職員が相談しやすいような方であれば大丈夫かなと私は思っています。

清水 では、今度は任期付公務員の具体的な職務をお聞きします。

柳井 庁内での法律相談、業務相談が多いと思います。私の所属している政策法務は例規の審査等も担当しており、例規の審査にもかかっています。

清水 例規の審査ではどのようなことをされていますか。

柳井 担当課からこういう条例や規則の改正をしたいのだけどという素案が上がるので、他の法令に抵触しないかなど。それからいわゆる法政執務（法令案の起案）ですね。特有の文法みたいな部分もあり、それは弁護士だ

からといって得意なわけでもないのですが、元からいる職員の方に教えていただき、本を読みながら少しずつやっています。

清水 法律相談と例規以外にはどのような業務がありますか。

柳井 行政不服審査についても、基本的にはその処分等を行った担当課で受けて、実際に決定なり裁決なりをどう書くのかという中身の相談が上がってきます。

清水 被災地で勤務されている野村先生はどのような職務をされていますか。

野村 私も市役所内での法律相談を受けるのが基本的な仕事です。新件が平均して月17～18件くらいです。中身は多種多様ですが、やはり震災に関係するものが多いです。

私としては、住まいの再建に関する復興事業の仕事なるべく大切にしよう、職員の方の負担が減るような仕事の仕方をしようということをやっています。決裁者のための仕事というよりは、事業の担当者、市民と接している職員のための仕事をなるべくやりたいと思っています。

ただ、実際に自治体に行っている感想としては、役所が説明責任を果たすための、コンプライアンスの視点からの仕事が多いと感じています。

清水 コンプライアンスの点について詳しく教えてください。

野村 例えば、自治体がやってきた施策が上手くいかなかったという場合に、今までなぜそのような対応をしてきたのか、問題があるとするとどの程度の重大な問題なのかといったことを評価して、市民、マスコミ、議会などに対して説明したり対応したりしていくことが求められます。

とりわけ被災地は、復興予算を多く受けていますので、より一層、説明責任を果たすことを求められます。

被災地に限らず、自治体が求められるという根本的な部分に、弁護士は貢献できると感じています。

清水 大田先生は、どのように条例や番号法の制定支援をされているのでしょうか。

大田 昨年の12月に、特定個人情報保護条例のモデル条例を作成し、今年2月に全国町

村会のホームページで公表しました。そして、条例があれば当然施行規則も作成しようという話になり、モデル条例に基づくモデル施行規則と様式も作成して公表しました。

“やりがい”について

清水 現在の業務のやりがいというのはどのような点でしょうか。

柳井 法律的なことで分からないことがあるときに、気軽に聞けるということが現場の職員の方にとっては想像以上に大きいようです。「これでいいんですよ。」という聞かれ方をし、こちらで調べて、「それでいいと思います。」と返事をする、自信を持って現場で職務を行えるというのがあるみたいで、調べたかいたがあったなと思います。

あとは、組織の中で仕事をする面白さを感じることも多いです。私自身がかかわっている部分は、例えば大きいプロジェクトのうち的一部分なのかもしれないですけども、国分寺市は人口12万人ぐらいで職員も嘱託や臨時の職員を除いて六百数十人という規模ですので、そこでの問題にかかわって、何がしか自分が力を発揮できるというのがすごくやりがいのあることだだと思います。国分寺市の場合、駅前の再開発の事業をしており、再開発にかかるいろいろな法的問題について調べたり、検討したりという職務があります。

野村 被災地では、自治体職員が、今までやってきた仕事と違う新しいことに取り組んでいます。しかも、石巻市は500億円などの予算規模だったのが、震災後は2,500億とか3,000億の規模に増えて、多くの公共事業が行われています。量的にも質的にも今までと違うことをやっていて、不安だけど、立ち止まることは許されず、責任重大。そういう職員の皆さんと一緒に仕事をして、もし何かあったら「弁護士にこういうアドバイスを受けた」と言ってください、というだけで、安心して仕事をしていただけるようになります。

もう1つは、もちろん自治体の職員のためだけに仕事をしているわけではなく、矛盾する

話ではありませんが、被災者のために仕事をしている。そう感じながら仕事ができるのが今のやりがいかなと思います。

勤務条件

清水 任期付公務員を志す弁護士にとって勤務条件は気になる点です。

野村 定時は8時半から17時まで。残業もしますが、帰ろうと思えば18時前後でも帰れますし、遅くなる日でも22時には帰ります。給与は課長級プラスアルファくらいの基本給です。石巻で生活するのに、地域の市役所の課長さんぐらいいただけるなら、少ないという感覚は全くありません。

柳井 定時は8時半から17時15分です。残業はするときもあります。例規審査の関係で忙しい時期が議会のタイミング、3か月ごとにあり、あとは突発的に庁内の法律相談の対応で遅くなることとはありますが、トータルの労働時間としては事務所勤務時代よりは少ないと思います。給与は、おそらく大卒でストレートに市役所に入った職員の係長職の方とほぼ同じだと思います。

大田 私も、柳井先生と同じで、8時半から17時15分が定時です。地方公務員に準じた給与をいただいていると思います。

岩澤 国立市の弁護士は、8時半から17時15分の勤務で、給与は課長職クラスです。

弁護士登録の有無

大田 登録は残しており、会費は自己負担です。弁護士が欲しいという動機から採用されたという点がありますので、弁護士登録を外すという選択肢はありませんでした。

柳井 弁護士登録はもともと所属していた事務所に残しています。私の場合、4月に勤めた後も、その段階でまだ終わっていない事件や国選の刑事も残っていましたので、それについては個別に職務専念義務の免除について許可を得て対応しました。弁護士会の委員会等もできるだけ出席したいと思っており、登

録は残しています。例えば、私は高齢者・障がい者の委員会に入っていますが、そういうところに参加することによって、外側から見る福祉関係での弁護士と行政との連携について考える機会にもなりますし、内にこもらないで、弁護士としての感覚を生かし続けるためにはすごくプラスになっているのではないかと思います。

野村 私は仙台弁護士会に登録換えをしました。石巻市は県庁所在地ではなく、仙台まで1時間少々かかりますので、弁護士登録をして、弁護士会から情報を得ることは非常に貴重だと思っています。

はっきり言えば、勤務している弁護士自身にとって弁護士登録をしているメリットが大きいというより、自治体にとってよいことだし、弁護士会にとってよいことだと私は思っています。福祉関係などを含め、市町村がどのような施策を講じているかを弁護士会の委員会が知ることができたり、逆に弁護士会が取り組んでいる内容を市町村にフィードバックできたりします。私の場合、災害委員会と民暴委員会に所属していますが、実際、委員会にお願いしている件もありますし、災害委員会に石巻市ではこうやっていますと情報提供することもあります。

ただ、登録費用を自分で払い、自分自身に見返りがあるかというところではないんです。したがって、弁護士会の側では登録しやすいような仕組みを、また、採用する自治体の側でも、ぜひ弁護士登録を残してくれと、それでちゃんと弁護士会からいろいろ情報を引っ張ってこいと、そういう体制、待遇で使っていただくことが望ましいと思います。

岩澤 国立市では、現状では個人の判断を尊重しています。ただ、やはりいろいろな情報が入ってくるというようなことがあろうかと思いますし、また、対外的にも弁護士がいるということはよいと思います。

自治体にとって 弁護士採用のメリットは？

清水 任期付弁護士を採用したメリットと

いうのを一言伺います。

岩澤 まず、今まで顧問弁護士に質問をした際、そこで答えが出ないというような場合にも、法務的にはこうですから、こういう聞き方をしたらどうですかというような適切なアドバイスもいただいております、まずそれが一番のメリットです。

それと現場で従前はこうやってきたから正しいと思い込んでいる仕事も、ここはちょっと違うんじゃない？とアドバイスしていただいて発見できたりすることがあります。そういったところが修正できることが一番大きく職員の法務のスキルアップにもなっています。

嶋 私は個人的には、弁護士が職場にいるというのはメリットがあるし、必要と思っています。ただ、任期付だと、ちょっとハードルが高いなという気がします。個人的には兼業できるような形で非常勤で採るという方向を考えており、今、上の方にもそういう話はしております。それがいつ実現するかは、はっきりしませんけれども、ここ1～2年のうちぐらいにめどを立てたいと思っています。

任期付弁護士からのアドバイス

野村 自治体の規模や取り組んでいる内容は様々です。弁護士もそれぞれに経験が違い、個性が違う。自治体の仕事は本当に広範なので、最初から特定の事務をやるために入る場合もありますが、多くの場合、法律相談を入り口にしています。そういう中で、各弁護士の能力とか興味に応じて、自分なりの立ち位置、役に立てる場所があると思います。若い人は若い人なりにできるし、逆に経験豊富な弁護士が行ってもつまらないということはないはず。それだけ地方自治体は幅広い仕事をしていますし、市民生活にも密接で面白いので、誰でもそれなりの充実した仕事ができるし、自治体からも実際喜ばれると思うんですね。ぜひ関心を持っていただきたいです。

そういう選択肢を持っておいて、今すぐではなくても、少し長期計画で何年後かに行けるようにしようとか、1年後に赴任するためには今から

どういう準備をしておけばいいのかなとか、考えていただける方がいたら、うれしく思います。

柳井 自治体の仕事ってすごく広範ですし、弁護士の採用をする自治体も行く側の弁護士もみんな初めてですから、その中でどういうふうに関護士を活用していただくのか、行った側としてはどう力を発揮すればいいのかというのはおそらく両側とも手探りです。それは恐れる部分ではなくて、行ってそこで初めてこういうところで力を発揮できるんじゃないかとか、採用段階で想定してなかったけどプラスに働く部分もたくさんあると思います。

私自身、入った時には、例えば地方自治法についての知識とか全然なくて、こんなのでやっていけるんだろうかと思うことはありますが、勉強をして調べるということで、かなりカバーできる部分はあります。単なる知識ではなくて、弁護士特有の物のとらえ方とか、考え方とか、解決手法みたいなものを、広範にわたる市の仕事の中で発揮していくというのはすごくやりがいがあると思います。大変なこともありますけれども、面白い仕事だなと思いますので、もし興味を持たれた方がいらっしゃったら臆せずどんどんチャレンジされたらいいだろうと思います。

大田 自治体に限ったことではないですが、組織に入って仕事をするという経験は、弁護士にとってよい経験になると思っています。

特に、一般民事事件を扱う事務所で勤務している弁護士は、いろいろな領域の仕事がたくさん来るけれども、その中で、得意な分野や進んでやりたいと思える分野の仕事を見つけることは意外に難しいと思います。私も、弁護士経験3年の間に、見つけることはできませんでした。そして、どうしても仕事は、マンネリ化してしまうときがあるものです。そのときに、少し環境を変えてみるという意味でも、組織の中に入ってみるというのはプラスに働くと思いますので、ぜひチャレンジしていただければと思います。

また、弁護士は、準備書面を出すなどの業務の多くは、基本的に自分の権限でできます。依頼者の方に納得をしていただくというのは

座談会：自治体勤務弁護士等の座談会

ありますけれども、基本的には受任している弁護士の判断でできます。ところが、組織に入ると、上の決裁をもらわなければなりません。上を説得する能力を身に付けなければなりません。この能力は、弁護士業務に戻ったときに、依頼者の方を説得する能力として必ず生きてくると思います。

質疑応答

質問

住民から見ると、高い金を払ったイエスマンは欲しくないですね。プロフェッショナルとしての弁護士が自治体現場でどうあるべきなのか。そのプロフェッショナルリズムを現場でどういうふうに見せ止めておられるのかというのを教えてください。

野村

非常に難しい質問です。市役所の職員の方々が悩みながらやっていることについて、くみ取る部分はくみ取るし、駄目なことは駄目と言う。それはもちろん我々

の仕事であります。その際、自分の責任として、何かあれば自分が責任を取りますという気持ちでやるしかなくて。自分が安全なような答え方、例えば、これはこういうリスクがあって、AかもしれませんしBかもしれませんというところで話が止まった場合には、自分が赴任した意味がなくなってしまうと思うんですね。本当に難しいときに、難しいですと言うことが悪いわけではありませんけれども、それによって毒にも薬にもならない答えをするわけにはいかないと思っています。

とりわけ被災地は物事を止められない状況でもありますので、自分が後でしかられることになっても、やはりそれでも答えを出す。少なくとも、じゃあ、駄目なら駄目で次に何をすればいいのかということが自治体の方に分かるように、進んでいくための法的見解を示していくということが自分の役割だと思ってやっております。

■

不動産査定 任意売却

不動産査定

- 首都圏を中心に無料に対応
- 裁判所に提出する査定書の作成

任意売却

- 抵当権者との交渉
- 居住者の転居

その他、すべて
お任せください!

※任意売却以外でも相続に伴う不動産の売却等、なんでもお気軽にご相談ください。

住まい選びの、プロフェッショナル



センチュリー21サンキュー産業



0120-21-8668

■宅建業/東京都知事免許(6)第62040号 ■(社)全日本不動産協会会員 ■(社)不動産保証協会会員
センチュリー21加盟店サンキュー産業株式会社
〒143-0023 東京都大田区山王2-3-15 山王MDビルディング TEL.03-5718-6600 FAX.03-5718-6601

担当 / 川北

<http://www.c21sankyu.co.jp>
kawakita@c21sankyu.co.jp